

地区計画の区域内における行為の届出について

1 届出書は、当該行為に着手する30日前までに、各課へ提出してください。

担当課	届出対象地区
都市計画課	ラプエルタ多肥地区、ラプエルタ多肥第2地区 ラプエルタ多肥第3地区、ラプエルタ多肥第4地区 ラプエルタ元山地区、コーモド春日地区、朝日新町地区、牟礼久通地区 4町パティオ地区、朝日町一丁目地区、栗林公園北部地区、林町地区、 林町第2地区、太田第2シンボル地区、高松港頭地区、高松丸亀町商店 街地区、郷東町香川県臨海企業団地地区、朝日新町第2地区

2 届出書に必要な添付書類（各2部）

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画形質の変更	位置図	1/1000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1000以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び 当該区域周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
(2) 建築物の建築・工作物の 建設又は建築物若しくは 工作物の用途の変更	位置図	1/1000以上	(1)と同じ
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物・工作物の位置を 表示
	平面図	1/50以上	各階平面図（建築物である場合に限る）
	立面図	1/50以上	2面以上（斜線）
(3) 建築物又は工作物の形態 又は意匠の変更	位置図	1/1000以上	(1)と同じ
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物・工作物の位置を 表示
	立面図	1/50以上	2面以上
(4) 木竹の伐採	位置図	1/1000以上	方位及び行為地
	配置図	1/100以上	方位、木竹の位置及び伐採又は植栽の区 域
(5) その他	参考となるべき事項を記載した図書		

※縮尺については協議可能（基本的には、建築確認申請添付図面を添付）

※敷地面積、建ぺい率、容積率、最高高さ、最高軒高さを取りまとめた概要書等を添付してください。

※開発行為に関する工事に検査済証、公共施設に関する工事の検査済証を添付のこと。

※垣、さくの構造、寸法を記載のこと。

※代理の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。